

平成22年5月31日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）  
 研究期間：2008 ～ 2009  
 課題番号：20830115  
 研究課題名（和文） グローバリゼーション下の社会的公正とリテラシー教育に関する研究  
 研究課題名（英文） A Comparative Research on Literacy Education and the Politics of Equity under Globalization  
 研究代表者  
 竹川 慎哉（TAKEKAWA SHINYA）  
 中部大学・現代教育学部・講師  
 研究者番号：30513311

研究成果の概要（和文）：本研究は、オーストラリア・クイーンズランド州とカナダ・オンタリオ州における批判的リテラシー教育を比較検討することにより、グローバリゼーション下の社会における「公正で質の高い」(high equity & high quality)リテラシー教育のモデル化を試みることを目的とした。それにより、①リテラシーを社会的アクセスの実践としてとらえ、教師の高い専門性へのサポートと教育課程編成への自律性の保障を柱とする教育課程政策が進行している。②政府が提示するカリキュラムを大綱的なものにして、という二点が不可欠との結論に至った。

研究成果の概要（英文）：This research tried to construct the “high equity & high quality” model of literacy education through comparing critical literacy education both in Australia and Canada. It became clear that such a model needs the curriculum policy making that defines literacy as a practice for the social access and ensures the professional development and autonomy of teachers. It is also necessary that the official curriculum is a general guideline.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	1,180,000	354,000	1,534,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,480,000	744,000	3,224,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：リテラシー、グローバリゼーション、社会的公正、オーストラリア、カナダ

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の背景としては、次の二点が挙げられる。

(1) 社会全体に広がるグローバリゼーション

のなかで社会的公正の追求をどのように実現するかという問題である。1980年代以降、世界の富の不平等な分配が拡大し、従来のように「先進国－第三世界」という図式に必ずしも重ならない排除の構図が生まれて

いると言われている。日本においても「格差社会」という表現で認識され始めているこうした問題は、明らかに経済のグローバリゼーションが推し進められていく中で生じている社会の「不平等」あるいは「不公正」というべき状況を示している。このような状況に直面している現在、不公正な社会への変容に対して学校教育がどのように向き合うかが問われている。

(2) こうしたグローバリゼーションの進行とリンクする形で、従来は単純な文字の「読み書き能力」として理解されてきた「リテラシー」概念は、具体的な社会的文脈における知識の活用能力として再定義され、学校教育でその育成が図られている現状が世界的動向としてある。

OECD の提起するリテラシー概念は、社会民主主義の政治に基づいた社会構築を推進するための「キー・コンピテンシー (key competency)」の一部として構想されており、社会的公正を追求する一つの試みとして評価できる。しかし、日本におけるその受容の仕方には、二つの問題点がある。

ひとつは、まさにその社会的公正の追求という姿勢に目が向けられることなく、世界順位に関心が集中していることである。グローバリゼーションが進行する中、公正な社会に必要なリテラシーとは何かを考える姿勢が不十分なのである。二つには、OECD が提起するリテラシーは、各々の具体的な社会的コンテキストを軽視した、ヨーロッパ中心の性格を持っているという問題である。そこには、必要な読み書き能力は社会的に規定されるものであり、社会が異なれば異なる種類の「非識字」が存在するという視点から日本社会のリテラシーの成熟度を測る姿勢が不十分である。

これら二つの点が見落とされてしまうと、リテラシー教育の妥当性がその理論や実践の中身の妥当性の議論に回収されてしまい、社会の側に人々の目が向かなくなってしまう。社会的公正の実現とリテラシーの教育は、当該社会の社会的文脈によって導入のプロセスや発展の仕方が異なるということ、すなわち、それらが社会でどのように受け取られ、再構成され、発展していくのかが検討されなければならないのである。

## 2. 研究の目的

学校教育におけるリテラシー形成に焦点を当て、グローバリゼーション下の社会における「公正で質の高い教育」(high equity & high quality)のモデル化を試みることを目的とする。具体的には、オーストラリア・クイーンズランド州とカナダ・オンタリオ州にお

いて展開している批判的リテラシー教育に着目し、現地調査に基づく両者の比較検討を通して、リテラシー教育を支える社会的諸要因(社会的合意形成の過程や当該社会の文脈に応じたリテラシー教育理論の再構築過程)の分析を行う。

## 3. 研究の方法

オーストラリア・クイーンズランド州とカナダ・オンタリオ州を研究対象として設定し、(1) 資料収集とその言説分析、(2) および現地でのインタビュー調査の二つの手法によって行った。

(1) 資料は、政府発行の教育課程とその政策に関わる文書を中心に分析し、両州政府の批判的リテラシー教育がどのような理論背景を持っているのか、その相違は何か、その導入に際しどのような論理が使用されたのか、その背景にある政治的立場は何かを検討した。

(2) インタビュー調査については、リテラシー教育の教育課程政策立案に関与している行政職と研究者、教員養成機関におけるリテラシー教育関連の授業担当者、そして、小学校でリテラシー教育の中心的役割を担っている教師(校長やカリキュラム・コーディネーターを含む)を対象に行った。

## 4. 研究成果

(1) オーストラリア・クイーンズランド州におけるリテラシー教育

### ① カリキュラムづくりの制度設計

オーストラリアでは、初等・中等教育に関しては州政府の管轄下にある。これは、1900年に制定されたオーストラリア憲法第51条の規定である。この憲法規定に従い、州政府は教育政策の自律的な立案が可能となっている。このように、オーストラリアでは国家が教育に直接的・一方的に影響を与えることはできないのだが、州政府についてはどうか?

オーストラリアでは、教育課程に関わる州政府の主な役割は、全体的な枠組み(カリキュラム・フレームワーク)の策定である。カリキュラム・フレームワークとは、その名の通り、各学校が教育課程を編成するための枠組みや教授法、評価方法へのアプローチのみを示したものであり、具体的な教育内容や教材についてはそこに含まれていない。

各教科の具体的内容については、カリキュ

ラム・ブランチ (curriculum branch) と一般的に呼ばれる機関が策定することになる。この機関は、州政府の法令で定められ、予算も政府から受けているが、その機能においては独立している。

クイーンズランド州では、「クイーンズランド学習局 (Queensland Study Authority、以下 QSA と略記)」というカリキュラム・ブランチが存在する。その主な役割は、就学前教育のガイドラインおよび初等教育以上のシラバス作成、シラバス実施のための学校へのサポート、シラバス実施のための教師の力量形成、ナショナル・テストの実施である。

QSA の設立根拠となっている法律「教育法 2002 (Education Act (Queensland Study Authority) 2002)」23 条によれば、QSA には州教育省の政策にしたがう義務が定められ、政府に諮問された事項に対する調査報告の提出義務を負っている。しかし同時に、同条文において、政府は QSA が策定する各教科の学習内容に対して介入してはならないと規定されている。これは、教育内容への政治的介入の禁止を示している。

このようなカリキュラム・ブランチが政府の中に組み込まれていない理由は大きく二つある。第一に、州内には、州立学校、カトリック系の学校 (Systemic School)、独立学校 (Independent School) (英国国教会系のグラマースクールなど) という設置主体の異なる学校が存在し、特に前二者が QSA のシラバスを使用する義務があるため政治権力の直接的な介入を避けるという理由である。

これは、QSA のメンバー構成にも反映されている。QSA の委員会のメンバーは当然ながら任期ごとに選ばれることになるが、法律で関係諸機関の代表者が就任することが決められているため、偏った立場の委員で構成されることはない。言い換えれば、政府の教育課程政策に近い立場の人だけが選ばれることに歯止めがかけられているのである。QSA は、それぞれの利害が代表される場として構成されている。

そして第二の理由としては、保革対立の明確な二大政党が交代で政権を担当するオーストラリアにおいて、政権が替わるごとにその政党の利害に沿った教育課程へと改訂されることを抑制するためである。マクロなレベルでの政党間の政治力学に左右されない教育課程の実施システムが整えられているのである。連邦、および州政府から自律的に教育内容を策定するシステムによって、教育課程をめぐる権力構成のバランスをとる仕組みが整備されているといえる。

これに加え、各学校は、教育課程編成に関して、自主性、自律性が完全に保障されている。こうした制度のなかで、社会批判や社会構築の志向を持つ批判的リテラシー教育が

可能となってきた。

## ② ナショナル・カリキュラムの動向と社会民主主義の問い直し

しかし他方で、教育課程政策の分析からは、批判的リテラシー教育という用語が州の政策文書から徐々に消えてきていることが判明した。これは、例えば古典を重視するような保守派からのバッシングの影響と同時に、グローバルな経済競争のなかで生じている社会的公正のとらえ方の質的な変化がその背景をなしていることが明らかになった。

その問題を考える手がかりとなるのは、連邦労働党政権が準備を進めているナショナル・カリキュラムである。

これまで、幾度も連邦政府の側からナショナル・カリキュラムの策定が試みられてきたが、憲法上の規定および社会的感情の双方から積極的に実現化されることはなかった。

2007 年 11 月の総選挙でハワード保守政権が大敗し、ラッド労働党政権が成立する。ラッド政権は、OECD の教育局長を務めたこともあるバリー・マックゴー (Barry McGaw) を委員長とし、各地方政府の代表およびカトリック系の学校代表から成るナショナル・カリキュラム委員会 (National Curriculum Board) を設置する。現在のスケジュールでは、第一段階として、2013 年を目標に英語、歴史、科学、数学の 4 教科のカリキュラムを実施することになっている。

このナショナル・カリキュラムは、「教育・雇用・訓練・青少年問題に関する大臣審議会」が 2008 年 12 月にまとめた「メルボルン宣言」に基づいている。そこでは、国家的に取り組むべき二つの課題が明示されている。

第一に、学校教育が公正と卓越を追求することである。すなわち、社会経済的な困難さやジェンダー、言語、文化、エスニシティなどが教育の不利益な結果の決定要因とならないよう、質の高い学校教育へのアクセスを保障することが提言されている。第二に、生涯にわたる学習機会を通して、「成功する学習者」「自信にあふれた、創造的な個人」「積極的に知識のある市民」という三つを兼ね備えた人材を育成するというものである。これら三つの人材像は、OECD が提起する「人的資本」と「社会関係資本」という考え方に近似している。

ここには、学校教育を通してすべての国民に「エンプロイアビリティ (employability)」を形成しようとする労働党の政策方針が反映されており、明らかにグローバル経済において求められる人材育成を意識したものとなっている。この二つの課題を具体化するものとして、ナショナル・カリキュラムが構想されている。ナショナル・カリキュラムが策

定される背景には、白豪主義撤廃以来の国家理念である社会的正義を追求する旧来の社会民主主義的な姿勢と同時に、グローバリゼーションによる社会構造の再編のなかで、社会構造の周辺に位置する子どもたちにも手厚く教育へのアクセスを開き、必要最低限の知識とスキルを全ての子どもに形成しようという、いわゆる「第三の道」の路線とが併存している。

これは、ナショナル・カリキュラムにおけるリテラシー教育の方向性にも表れている。以下の6点が掲げられている。

- A) すべての学校で英語教育を計画し、教え、評価するための基礎を提供する。
- B) すべてのオーストラリア人が考えなければならない今日的課題—文化的、言語的多様性、これまでの偉業や民主主義の歴史、様々な闘争、公正や寛大さへの貢献—を考慮する。
- C) グローバルな環境で他者とかかわったり、効果的にコミュニケーションを図ったり、情報を批判的に使いこなすという、未来志向のカリキュラムを構想する。
- D) 言語、文学、リテラシーの高質な学習を保障するものにする。すなわち、すべての生徒に公正な教育を提供し、かつ達成度を改善する。
- E) 社会参加を促す英語の学習を提供する。英語を使いこなすことが、どのように学習者自身やコミュニティ、国家の幸福追求を促すのかという理解をはかり、また学習者自らが文化とアイデンティティの結びつきを理解させることは、英語科カリキュラムの責任である。
- F) 言語がどのように他者との関係性を構築し、あるいは知識やスキル、感情や主張を表明したり、交換したりすることを可能にしているかを理解させる。

ここでは、BやDのように、言語の教育が公正の追求という課題の要に位置づけられている一方で、Cのようにグローバル化の中で求められる能力も重要視されている。また、EやFは社会関係資本の考え方そのものである。

この方向性を具体化するために、英語科ナショナル・カリキュラムは、「言語」、「文学」、「リテラシー」の三つの要素を含む内容から構成されることになる。「言語」には、音と文字の一致（フォニックス）を通して読み書きを学習する、綴り、句読法、文法など、英語の基本的知識やスキルの学習、およびこれらを活用しながら説得的、論理的に議論することなどが含まれる。これは、言語としての英語を学習させようとするものである。

「文学」には、文化的、社会的、美的価値

という観点から文学作品を理解し、分析する内容が含まれる。これは、文学テキストそのものを理解する内容とともに、その批判的な読解を促す内容をカリキュラムに位置づけようとするものである。この要素を含んだ内容では、生徒の日常生活に結びついた、アクセス可能な教材から学習を始めるように指摘されている。

「リテラシー」には、上述の二つの要素が統合された内容が含まれる。すなわち、文字テキスト、デジタルメディアなどテキストの多様性や特性を理解して、目的や読み手の違いを考慮しながら、読み、書き、聞き、分析し、創作するといった多様な方法で関与する言語的実践をカリキュラムに組み込むことを求めるものである。

これら三つの構成要素は、英語科カリキュラムの個別の内容を示すものではなく、あくまで内容を編成する際の枠組みとして提示されている。したがって、これら三つの要素の組み合わせの中で、具体的な内容が編成されることになる。その際には、以下の三点に留意するよう求められている。

- ・ 地域や学校の文脈、学習環境、歴史的、現代的な課題、利用可能な学習資源などを考慮できるよう、教師や生徒に柔軟性や選択の幅を与えるものであること。
- ・ コミュニティへの積極的な参加を可能にする知識、スキル、理解を形成するものであること。
- ・ オーストラリア全体の生徒の4分の1が英語を母語としていない現状を踏まえ、英語を学習するための土台として多様な文化や言語背景、経験を承認すること。

以上のような、ナショナル・カリキュラムの構想には、自由経済原理によるグローバリゼーションを前提に、自力ではその波に乗れない社会経済的に困難を抱える子どもたちにもエンパワーを施そうとするスタンスが見られる。そこには、グローバリゼーション自体を批判的に理解させようとするリテラシーは位置づけられていない。

## (2) カナダ・オンタリオ州における批判的リテラシー教育

オーストラリア同様、旧英連邦に属し、多文化状況や政治体制（教育に関する地方主権など）において類似するカナダでは、近年、社会的公正を前面に掲げたカリキュラム改革が進展しており、とりわけその中心に批判的リテラシー教育が位置づけられている。オーストラリアの批判的リテラシー教育の理

論を積極的に導入している州として、オンタリオ州に注目し、現地の学校訪問（小学校6校）、教育政策立案者へのインタビュー、教育課程の分析、教師のプロフェッショナル・ディベロップメントの形態について検討した。

#### ① 社会的公正を掲げるリテラシー教育のカリキュラム

オンタリオ州において、リテラシー教育を教育課程政策の重点課題と位置づけるようになったのは、2003年に現マギンティー自由党政権が誕生してからのことである。マギンティー政権は、社会的正義や公正を政策理念とし、リテラシー教育を教育政策としてだけでなく、社会政策の要としている。

現在、オンタリオ州のリテラシー教育の推進・改善の中心を担っているのが、オンタリオ州教育省に設けられた **Literacy and Numeracy Secretariat** である。これは、州内の72の学校区、4000の小学校のリテラシー教育をサポートするために、2004年に立ち上げられている。

現政権下で策定された現行の言語科カリキュラム（2006年に発行）には、話す、読む、書く、メディア・リテラシーという四つの学習領域が設定され、その領域横断的に形成されるリテラシーの中心に批判的リテラシーを位置づけている。

各学校では、社会経済的な問題、文化的な問題など、地域的な課題を背景にリテラシー教育のプログラムが構成されている。こうしたカリキュラム内容における公正の観点に加え、オンタリオ州の特徴は、成果の平等を実現しようと試みている点である。この二つは、相反するものではなく、むしろ前者を追究することで、後者が達成されるとの考え方に基づいていると言える。

#### ② 教師の自律性の保障

公正という理念にもとづいたリテラシー教育を展開するにあたって、オンタリオ州では、教師の自律性の保障と専門性の発展を重要課題として位置づけている。

各学校、教師のレベルでは、教育課程編成に関して完全な自律性が保障されている。また、教師の専門性に関しては、大学での4年間の課程による学士号取得後、さらに1～2年の専門コースを修了することが教員志望者に課せられている他、研修制度をはじめ、プロフェッショナル・ディベロップメントのための時間確保が保障されている。

#### (3) オーストラリア、カナダの比較から見え

#### る公正なリテラシー教育

まず、両国の共通点として、公正なリテラシー教育とは、子どもたちが持つ社会的背景や経験を土台とした教育へのアクセスを保障し、社会参加を可能にすることであると理解されている。これは、オーストラリアのナショナル・カリキュラムに関する政策文書や、オンタリオ州のカリキュラムにおいて、繰り返し、低い社会経済的地位にある子どもたちに言及していること、またそうした子どもたちに対しても、グローバル経済下で必要となる知識やスキルを形成していこうとしている点に認められる。

こうした、アクセスの保障という観点は、国家がリテラシー形成を学力向上の文脈だけでなく、社会的・文化的リソースの再分配の問題として取り組もうとするものであると評価できる。グローバルな経済危機が深刻さを増すこのタイミングで、これまでなかなか実現されなかったナショナル・カリキュラムが合意を得ている理由は、国家による再分配機能への期待感であると理解することができる。

また、こうしたリテラシー教育を実践していくうえで、大綱的なカリキュラムと教師の自律性の保障が位置づけられている点も、共通している。

公正な社会的アクセスの保障という観点は、現在の日本のリテラシー問題にとって示唆的である。これまで3回にわたって実施されたPISAの結果は、学習における言語の役割に注目を向けることに成功したが、他方で、学力低下論議の中で、本来、社会的アクセスの保障、公正の実現という文脈の中で議論されてきたリテラシー概念が、方法論へと矮小化されている現状がある。現在の日本の子どもを取り巻く厳しい社会経済的な問題を視野に入れるとき、リテラシー形成を学力問題へとつなげるのではなく、貧困問題にカリキュラムはどう向き合うのか、あるいは、どのように社会へのアクセスを保障するリテラシーを形成するのかといった、社会構造や政治構造とつなぐ視点が必要なのである。

他方で、社会へのアクセスの方法、社会批判や社会構築の主体としてのリテラシー形成という観点では、両国に違いが見られる。オーストラリアは、この点で、批判的リテラシー教育を理論・政策・実践において先進的な取り組みを見せてきたにもかかわらず、ナショナル・カリキュラムの策定の中で後退している。逆に、カナダ・オンタリオ州では、オーストラリアの研究者、文献に学びながら、批判的リテラシー教育を公正な社会の実現という文脈の中で進展させようとしている。

その違いをもたらしている要因は、政治体制の違い、より具体的には、政治の領域の自

律性の確保とグローバリゼーションとの距離の取り方であると考えられる。

オーストラリアでは、2007年からナショナル・テストが実施されているが、これがテスト・アカウンタビリティのシステムを強固にしている。このシステムは、経済のグローバル化の中で、アメリカ、イギリス、日本が強力に推し進めてきた政治システムである。これは、経済原理にしたがって政治の領域を再構築するものである。カナダでは、こうしたシステムは、採用されていない。

確かに、オーストラリアのナショナル・テストは、高いスコアを獲得した学校に多く予算を配分するという新自由主義的な発想ではなく、低学力と低階層の関連が見られる学校を発見し、支援するという社会民主主義的な立場に基づいて行われている。しかし、こうしたテスト・アカウンタビリティのシステムの危険性は、それが新自由主義であるか、社会民主主義に基づいているかに関係なく、授業のスタイルを著しく単純化してしまう点にある。

こうしたことから、PISAをはじめ、現在進められている社会民主主義的な教育実践を再度、社会的アクセスの保障という観点から分析し、リテラシー教育を構想していくことが、今後追究すべき研究課題として残されている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

- ① 竹川慎哉「ナショナル・カリキュラムの基準性と政治性」、中部大学現代教育学部『現代教育学部紀要』第 1 号、2009 年 3 月、11-20 頁、査読有
- ② 竹川慎哉・宮腰誠「教育実践における教育学の意味と役割—教師の専門性の共通理解に向けて—」、中部大学現代教育学研究所『現代教育学研究』第 2 号、2009 年 3 月、22-33 頁、査読有
- ③ 竹川慎哉「オーストラリアにおけるリテラシー教育と教師の専門性—クイーンズランド州の事例から—」、Benesse 教育研究開発センター『BEAD』第 14 号、2008 年 10 月、42-47 頁、査読無

[学会発表] (計 4 件)

- ① 竹川慎哉「グローバリゼーション下の社会的公正とリテラシー教育の課題—オーストラリアにおける批判的リテラシー教育を手がかりに—」(日本カリキュ

ラム学会第 1 回研究集会、中部大学名古屋キャンパス、2010 年 3 月 27 日)

- ② 竹川慎哉「オーストラリアの教育課程政策における社会民主主義の問い直し—ナショナル・カリキュラム構想を手がかりに—」(オセアニア教育学会第 13 回大会、国際大学(新潟県)、2009 年 12 月 12 日)
- ③ 竹川慎哉「オーストラリアにおけるナショナル・カリキュラム策定の動向に見るリテラシー教育の「公正」と「質」の問題」(日本教育方法学会第 45 回大会、香川大学、2009 年 9 月 26 日)
- ④ 竹川慎哉「オーストラリアの場合—国家基準を問い直す政治—」(日本カリキュラム学会第 19 回大会、鳴門教育大学(徳島県)、2008 年 7 月 5 日)

[図書] (計 2 件)

- ① 竹川慎哉『批判的リテラシーの教育—オーストラリア・アメリカにおける現実と課題—』明石書店、2010 年(総頁: 260 頁)
- ② 竹川慎哉・三浦正子「幼児同士のトラブルと保育者の援助」『幼児理解からはじまる保育・幼児教育方法』建帛社、2009 年、59-68 頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

竹川 慎哉 (TAKEKAWA SHINYA)

中部大学・現代教育学部・講師

研究者番号: 30513311

### (2) 研究分担者

無し

### (3) 連携研究者

無し